

障害者診断書・意見書の作成について(心臓機能障害)

【障害固定とみなす要件】

○手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後、「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。

※ただし、以下の場合、その限りではない。

〈例外1〉弁置換・弁移植を行った場合

→手術直後から申請可能

〈例外2〉心臓移植を行い、かつ、抗免疫療法を開始した場合

→抗免疫療法開始直後から申請可能

〈例外3〉ペースメーカー等を植え込んだもので、かつ、適応度がクラスⅠである場合

→植え込み直後から申請可能

〈例外4〉ペースメーカー等を植え込んだもので、かつ、適応度がクラスⅡ又はクラスⅢである場合

→植え込み後1ヶ月経過した後施行した心電図所見及び身体活動能力所見を伴った診断書であれば申請可能

【検査所見】

○診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。

【認定基準】

○医師必携を参照して下さい。

【その他特記事項】

○平成26年4月1日付けペースメーカーに関する認定基準の改正がありました。詳細は医師必携をご確認下さい。

○心臓機能障害の認定については、「活動の能力の程度」が重視されています。医師必携をご確認下さい。